

専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス学則（抜粋）

学修に関する規則

（科目の修了の認定）

- 第10条 学則第18条に定める科目の修了の認定は、各科目ごとに試験を行い、可以上の成績をとった者に与える。
- 2 成績評価の基準は次の通りとする。

100点～90点	秀
89点～80点	優
79点～70点	良
69点～60点	可
60点未満	不可
 - 3 試験は定期試験（前期試験、後期試験）、追試験及び再試験とする。
 - 4 実習については、実習の成績によって修了を認定する。
 - 5 試験に関する細則は別に定める。

（成績通知）

- 第11条 学生が履修した授業科目の成績は、各学期ごとに通知表に記載し、当該学生に通知する。

（進級）

- 第12条 次の進級要件を全て満たす者は進級させる。
- （1）年間出席率80%以上の者
 - （2）当該年度の全必修科目について修了の認定を受けた者
 - （3）当該年度までの校納金を完納した者
 - （4）学生生活に関する規則に違反していない者

（退学）

- 第13条 前条進級要件を満たさない者は、退学とする。
- 2 退学は、進級判定会議の議を経て校長が決裁する。

（卒業）

- 第14条 学則第19条に定める、本校所定の課程の修了の認定を受けた者とは、次の卒業要件を全て満たす者をいう。
- （1）学則第4条に定める修業年限以上在学した者
 - （2）各年度の出席率が80%以上の者
 - （3）教育課程の全必修科目について修了の認定を受けた者
 - （4）校納金を完納した者
 - （5）学生生活に関する規則に違反していない者
 - （6）次に定める検定資格を取得した者、またはこれと同等の成果を上げたと校長が認めた者

- 第15条 前条卒業要件を満たさない者は、卒業延期または退学とする。
- 2 卒業延期または退学及び卒業延期の期間は、卒業判定会議の議を経て校長が決裁する。
 - 3 卒業延期者には新たな課題を課す。
 - 4 卒業延期期間終了後、新たな課題の成果を審査し、これに合格すれば卒業を認める。

試験に関する規則

- 第1条 この規則は、学則第18条及び学修に関する規則第10条に定めるところの試験に関してその細部を定める。
- 第2条 試験は定期試験、追試験及び再試験とする。
- 第3条 定期試験は学期毎に定期的に行い、それぞれ前期試験、後期試験と称する。
2 前期、後期試験において、各科目毎の出席率が80%未満の者は当該科目の定期試験を受験できない。
- 第4条 追試験は、定期試験受験資格を有する者が以下に挙げる理由で定期試験を受験できなかった場合に、その者に対して行う。
(1) 病気または怪我の場合
(2) 親族にかかわる忌引、又はこれに準ずる場合
(3) 公共交通機関が運休又は遅延した場合
(4) 校長の許可のもとに、公式の課外活動に参加した場合
(5) 就職試験、学校が認めた資格試験等を受験した場合
(6) 前各号に準ずる理由で、校長が認めた場合
2 追試験を受けようとする者は、前項各号の事由を証明するものを提出しなければならない。
3 追試験は原則として定期試験に引き続いて行う。
- 第5条 再試験は以下に挙げる者に対して行う。
(1) 第4条第1項各号に挙げる以外の理由で定期試験を受験できなかった者
(2) 前期試験、後期試験の総合評価が不可の者
2 再試験は原則として定期試験に引き続いて行う。
3 再試験を受験するものは、受験料を納めなければならない。
4 再試験受験料は別に定める。
5 再試験を受験するものは本条第1項(2)を除き、再試験レポートを提出しなければならない。提出が無い場合は再試験の評価は0点とする。
- 第6条 試験は筆記試験を原則とする。ただし特別の事情がある場合は、レポート、口頭試問等の審査をもって筆記試験に替えることがある。
- 第7条 成績評価は、試験の成績、就学態度及び出席状況などを考慮して行う。
- 第8条 試験開始時刻に遅刻した者は、当該科目の試験を受験できない。
- 第9条 受験者は試験場において指示された座席に着席し、試験中は常に学生証を机の上に置いておかねばならない。
- 第10条 受験者は受験中、次の各事項を守らなければならない。
(1) 不正行為は絶対にしてはならない。
(2) 疑わしい行為をしてはならない。
(3) 私語をしてはならない。
(4) 筆記用具、計算用具及び学生証以外のものを机の上に置いてはならない。
(5) 物品の貸借をしてはならない。
(6) 試験時間中の中途退場は認められない。
(7) 携帯電話等は電源を切り、鞆の中に入れること
- 第11条 試験中に不正行為を行った者、態度不良もしくは試験監督の注意に違反した者に対して、試験監督は学生証及び答案用紙を取り上げ退場を命じることができる。
- 第12条 試験中に不正行為を行なった者については、原則として次の処分を行う。
(1) 定期試験の場合は、その期の全科目の試験を0点とする。

- (2) 追試験の場合は、その期の定期試験、追試験の全科目を0点とする。
- (3) 再試験の場合は、その期の定期試験、追試験、再試験の全科目の試験を0点とする。
- (4) 不正行為発覚後は、その後のその期の全ての試験を受験できない。
- (5) 停学処分とする

第13条 試験中、態度不良もしくは試験監督の注意に違反した者については、原則として、その期の当該科目の試験は0点とする。

附 則

制定	昭和 25 年 4 月 1 日
改定	昭和 30 年 4 月 1 日
改定	昭和 51 年 4 月 1 日
改定	平成 01 年 4 月 1 日
改定	平成 04 年 4 月 1 日
改定	平成 10 年 4 月 1 日
改定	平成 13 年 4 月 1 日
改定	平成 19 年 4 月 1 日
改定	平成 22 年 4 月 1 日
改定	平成 23 年 4 月 1 日
改定	平成 26 年 4 月 1 日
改定	平成 31 年 4 月 1 日